

## 萩・石見空港－萩間乗合タクシー運行仕様書（運行について）

### 1 運行経路

運行経路：萩市中心部⇄萩・石見空港（路線図別紙1参照）

※DOOR TO DOOR 区域あり（旧萩市（諸島部を除く））

### 2 運行形態

上記路線において、萩・石見空港利用者限定のデマンド方式（区域運行）にて運行する。

(1) 利用者 萩・石見空港利用者

(2) 運行方式 予約制・乗合制 ※予約時のみ運行

※予約について

- ・予約期限は、利用日前日の17時までとする
- ・予約時間は、受託者の営業時間を基本とする。
- ・利用者からの電話により受付を行う。但し、聴覚障がいなどにより電話での予約ができない方への配慮は行うこと。
- ・運行事業者の判断により、予約受付手段の追加、予約期限の繰り下げ可。

(4) 運行機材 ジャンボタクシーを基本とし、予約状況により大型タクシー、又は普通型タクシーでの運行可とする。（複数台運行の場合あり）

### 3 運賃及び乗降場所

区間料金制とする

乗場（萩・石見空港からは降場）	お一人様片道運賃
旧萩市内	2,800円
道の駅阿武町、 JR 奈古駅、JR 木与駅、JR 宇田郷駅	2,200円
JR 須佐駅、江崎本町	1,600円

運賃減免

- ・小学生半額
- ・小学生未満は無料(但し、大人1人につき2人に限り、3名以降は小学生運賃)
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている者に対し、その手帳の提示により半額とする。介護人が同乗する場合は1人に限り半額とする。
- ・往復割引なし

#### 4 乗合タクシー運行ダイヤ・運行便数について

原則、萩・石見空港発着の航空ダイヤ（東京線、期間運航の大阪線）に合わせて、乗合タクシーを運行し、ダイヤを設定する。

航空機の出発便に接続する運行については、運行ダイヤ通りの運行を行う。

航空機の到着便に接続する運行については、航空ダイヤに遅れが生じた場合は、乗合タクシーの運行ダイヤを変更する等の配慮を行う。

#### 【運行時刻の目安】

益田方面（萩発⇒萩・石見空港行）

旧萩市内発	道の駅 阿武町発 奈古駅発	木与駅着	宇田郷駅着	須佐駅着	江崎本町着	萩・石見 空港着	(接続する航空便)
航空便出発 約 140 分前	航空便出発 約 110 分前	航空便出発 約 105 分前	航空便出発 約 100 分前	航空便出発 約 90 分前	航空便出発 約 80 分前	航空便出発 約 60 分前	ANA726 (10:25 発) ANA728 (18:20 発) ANA1148 (9:20 発)

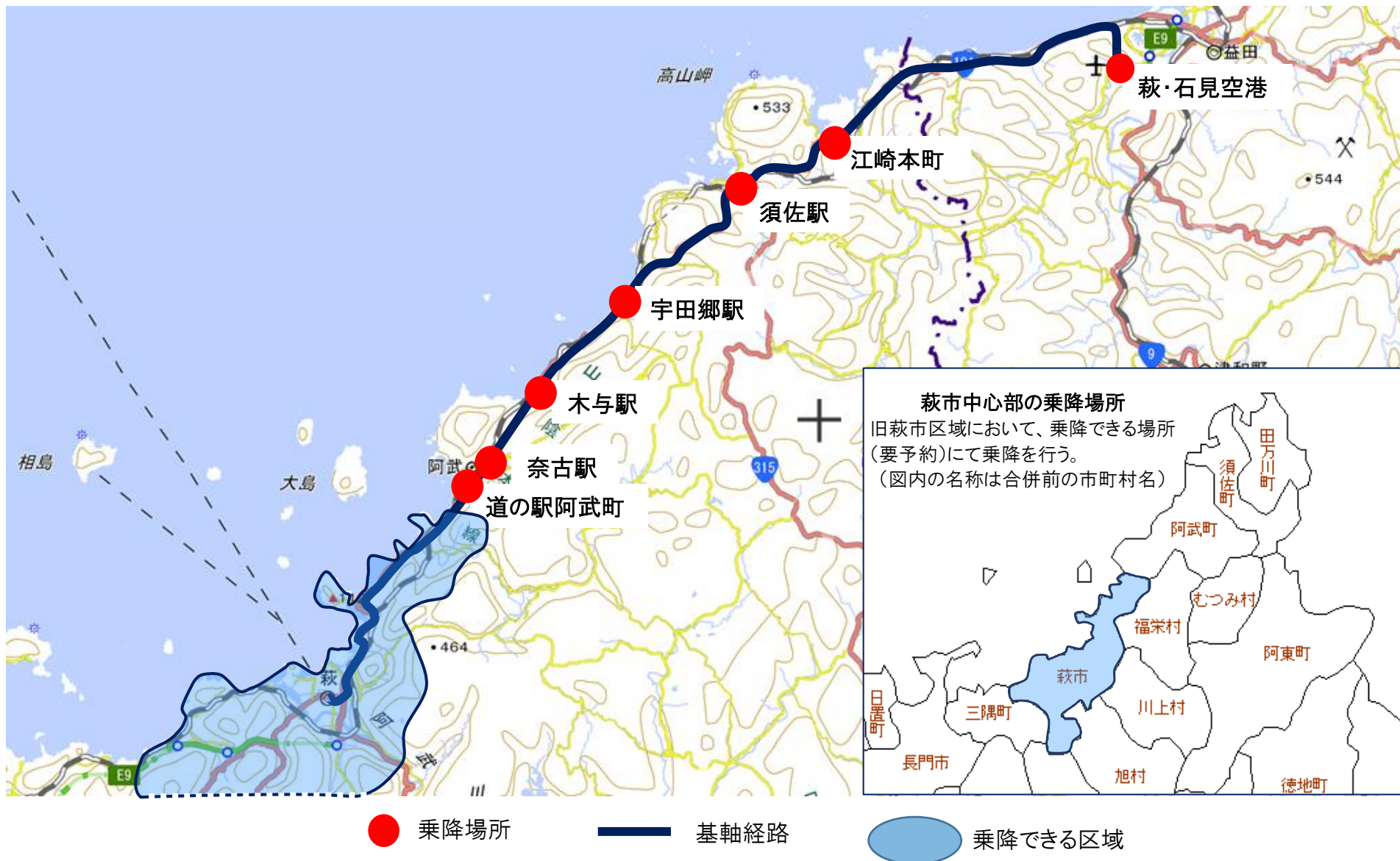
萩・阿武方面（萩・石見空港発⇒萩行）

(接続する航空便)	萩・石見 空港発	江崎本町着	須佐駅着	宇田郷駅着	木与駅着	道の駅 阿武町着 奈古駅着	旧萩市内在着
ANA725 (9:45 着) ANA727 (17:40 着) ANA1148 (8:50 着)	航空便到着 約 15 分後	航空便到着 約 35 分後	航空便到着 約 45 分後	航空便到着 約 55 分後	航空便到着 約 60 分後	航空便到着 約 65 分後	航空便到着 約 95 分後

航空便の発着時間は、令和3年下期ウインターダイヤ（大阪線 ANA147、1148 便は期間限定）であり、今後の航空便運航事業者が発表する航空ダイヤに接続した乗合タクシーの運行とします。

【運行路線図】

萩・石見空港－萩間乗合タクシー



## プロポーザル実施、委託契約に関する注意事項等

### 1 金額見積書（様式第3号）について

○1往復便当たりの経費（消費税抜き）を記載する。

※『1往復便』とは、萩・石見空港の1航空便の出発及び到着を対象とした、「萩市内発⇒萩・石見空港着（以上「往路」という。）⇒萩・石見空港発～萩市内着（以上「復路」という。）」の運行をいうものとする。

※『1往復運行』を単位として、受注者へ委託料を支払う。（往路のみ、又は復路のみの営業運行の場合を含め、1往復運行の経費として支払う。）

※見積の経費には、事務費（電話受付、連絡、運行計画等に係る費用）を含む。

○発注者で定める予定価格を越える見積金額であった場合は、評価項目「運行経費」の評価点を劣る（0点）とする。なお、予定価格を越える見積金額を提示した応募者が、評価点の最高点を得た場合は、契約金額について協議することとする。契約に至らなかった場合は、評価点が次点の事業者を最高点として取り扱う。

### 2 運行経費に係る委託料の支払い

○委託料は1往復便ごとに、金額見積書（様式第3号）にて提示された経費から運賃収入を減じた額として算出し、発注者へ請求する。なお、委託料請求時には運行実績表を添付することとする。

○予約がない場合は、受託者は運行をせず、発注者は委託料を支払わない。なお、予約受付後に取消しがあった場合の費用負担については、受託者と協議して決めることができるものとする。

○航空便運航事業者による減便、欠航等に伴う補償等はいりません。

### 3 関係機関等への許可、届出

○一般乗合旅客自動車運送事業経営許可申請書又は一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請書並びに事業計画変更及び運行計画変更届出書、運賃設定届出等は受託者で行う。

○乗降場所の使用申請（営業許可）等は必要に応じて、受託者において行う。

### 4 特記事項

- (1) 受託者は一般乗合旅客自動車運送事業の乗合の許可を有していること、又は委託開始までに得ていること。旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9の要件を満たすこと。
- (2) 受託者及び運転手は、運行に関する関係諸法令を遵守するとともに、常に安全運転で運行し、運行技術及び接客マナーの向上に努めること。
- (3) 受託者は、関係諸法令に基づき、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をする

ことができない恐れのある運転手を業務に従事させない等、運転手の適正な労務管理を行うとともに安全運行のための教育・指導を行うこと。

- (4) 事故が起きた場合の対応責任者を予め選任しておくこと。
- (5) 事故または災害等により運行業務に支障が生じた場合、あるいは災害等の生じる恐れがある場合は、状況に応じた適切な措置を行った上で、即時に発注者へ状況を報告し、その後も随時報告を行うこと。
- (6) 予約型乗合タクシーの運行中に発生した事故等に係る責任は、当該運行が道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業での運行であることから、受託者が負うものとする。よって、利用者及び第三者に損害を与えた場合も、損害賠償等の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (7) 予約型乗合タクシーに供する車両については、最低限、次の条件で自動車任意保険に加入すること。
  - ア 対人賠償保険 無制限
  - イ 対物賠償保険 無制限
- (8) 不測の時の運転に支障がないよう、臨時運転が可能な運転手を配置すること。
- (9) ジャンボタクシーでの運行を基本とし、使用車両の不測の事態の際に支障がないよう、予備車両を確保すること。また、使用車両（ジャンボタクシーを基準とする）の定員以上の予約があった際には、予備車両を活用すること。なおこの場合、運行において2台以上の車両を使用する場合は、追加配置する車両について委託料（運賃収入を控除した額）を支払うこととする。

なお、乗継対象の航空便の発着地に非常事態宣言が発出されている場合は、発注者・受注者で協議し、乗車人数に関するガイドラインを定め、運行台数について協議を行うことができるものとする。
- (10) 車外に行き先標示板を、車内に運賃表を掲示すること。
- (11) 予約に応じて運行車両及び運転手を配置し、目安となる運行時刻を考慮し運行すること。なお、運行時刻は目安のものであり、予約状況により前後する場合は想定されるが、往路については目的地への到着時間、復路については、利用者の出発時間が大幅に早まることのないよう運行計画を策定すること。
- (12) 運行便に対する予約受付期限以降に利用希望の連絡が入った場合は、可能な限り予約として受け付けること。（予約なしで乗車場所に来られた場合を含む。）

※往路の運行をした場合は、復路の予約がなくとも空港にて待機し、航空機到着便の利用者の乗車を受け付けること。
- (13) 予約がない便、乗継対象の航空便が欠航した便については、運休とする。
- (14) 乗降については、利用者が安全に乗降できる場所において乗降させること。
- (15) 利用者に対しての挨拶や言葉遣いに注意し、不快感を与えないよう心掛けること。
- (16) 利用者の乗降時に補助が必要な場合は、運行業務に支障が出ない範囲で適切に対応すること。
- (17) 運転手が運転業務に従事する際の服装については、運転業務に支障が出ない範囲で、清潔感のある服装の着用に努めること。
- (18) 発注者が指定する様式により、1 か月ごとの利用者輸送実績等の報告書を作成し、翌月 10

日までに発注者へ報告すること。(データ提出可)

- (19) 委託料は実績報告書を確認した後、受託者から適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

## 5 その他

### (1) 契約書に係る留意事項

契約書には、次の条文を記載するので、留意すること。

- ① 発注者は、本契約に係る当協議会の予算について減額又は削除があった場合は、本契約の一部若しくは全部を解除することができる。
- ② 前項の規定により、この契約が変更し、または解除された場合において、受注者に損害が生じた場合は双方誠意をもって協議する。
- ③ 委託期間中、運行計画の見直しにより運行業務内容に変更があった場合は、変更内容に従い運行を行うこと。この場合、運行委託料について変更が必要となる場合は発注者と受注者の協議の上変更を行うものとする。
- ④ 発注者は、受注者が正当な理由によらないでこの契約条項に違反した場合、この契約の全部又は一部を解除することができる。

※契約条項違反例：関係法令違反、運行中の重大事故

- ⑤ 受注者の起因により運行ができない場合、予約者及び利用者への対応は、受託者が責任をもって負うものとする。

### ○参考事項 「萩・石見空港－萩間乗合タクシー」利用者実績

年度	運行回数 (片道を1回とする)	利用者数
令和元年度	571回	2,107人
令和2年度	180回	379人